

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面しており、さらに、熊本地震の影響もあり、過疎市町村の財政状況は大変厳しい状況に置かれている。

過疎地域は、国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は、国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要である。

よって、国におかれては、現行過疎対策法失効後も、過疎地域の厳しい現状や意見を十分に踏まえた新たな過疎対策法を制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年8月4日

水 俣 市 議 会